

認定審査会 運用規定

(目的)

第1条 本規定は、認定訪問療法士要綱第6条に基づき、認定審査会（以下、審査会）の運用に関して定める。

(業務)

第2条 審査会は、次に掲げる業務を行う。

- 2 認定の新規および更新申請に対し、受理・審査を行い、本協会会長に答申する。
- 3 認定研修会における付帯業務。なお、付帯業務の一部は、委譲できるものとする。
- 4 その他、審査会長が必要と認めた事項。

(構成員)

第3条 審査会の構成員は、次のとおりとする。

- 2 委員は、6名以内とする。
- 3 審査会長は委員の互選により選出する。
- 4 委員および審査会長の任免は、本協会会長がこれを行う。

(審査会)

第4条 審査会は、審査会長が招集し、開催する。

- 2 審査会は、審査会長が会務を総括する。

(任期)

第5条 審査員の任期は、2年間とし再任を妨げない。

(組織)

第6条 審査会は、教育研修部内に設置する。

(規定の改定)

第7条 本規定の改定に関する事項は、本協会会長の決するところによる。

(附則)

本規定は、平成26年4月1日から施行する。

本規定は、平成28年2月14日から施行する。